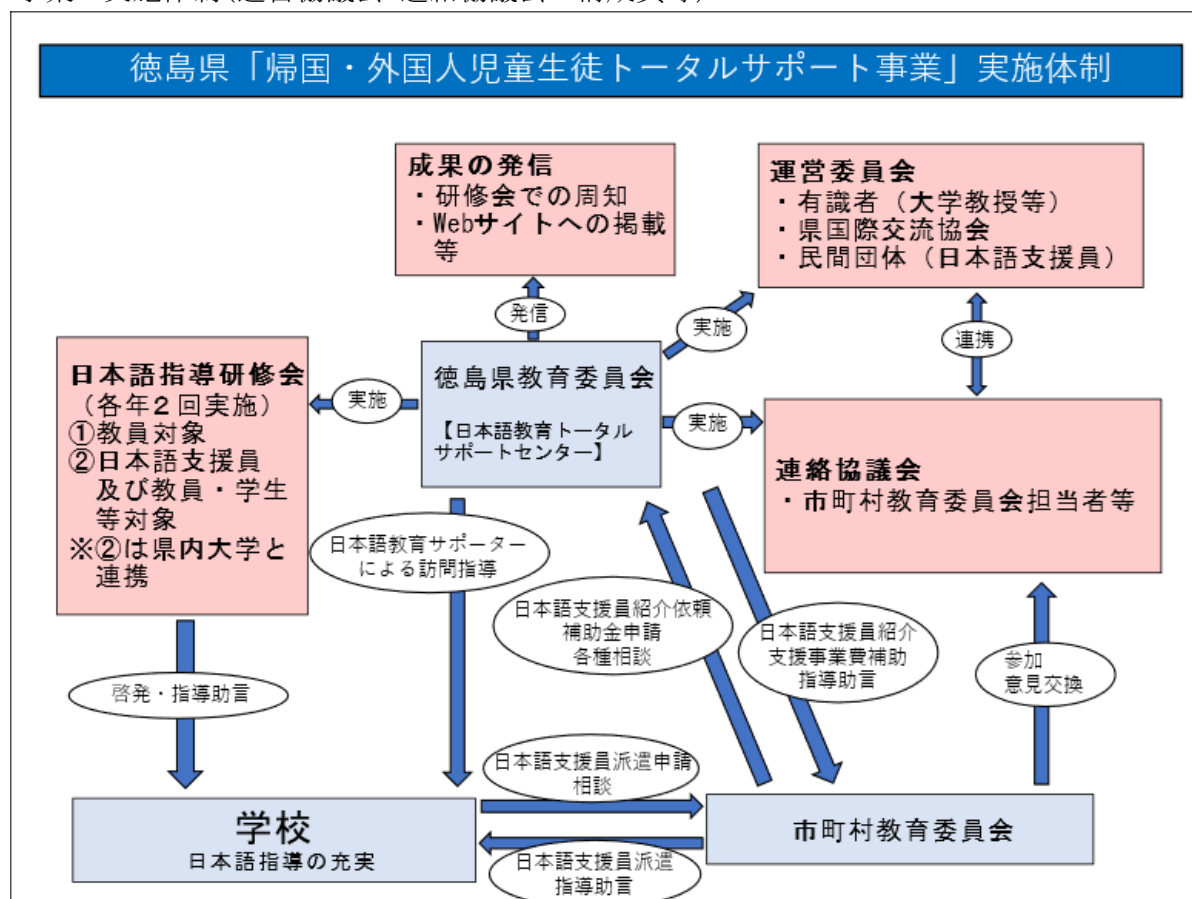


令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【徳島県】

令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営委員会・連絡協議会の設置・運営

- ・運営委員会・・・事業の効果的な実施に資するため、県内大学関係者や国際交流協会、民間関係諸団体の代表者等から意見を聴取し、支援の在り方について検討した。
- ・連絡協議会・・・市町村の担当者を対象に、受入れや支援の現状等について情報交換を行うとともに、運営委員会の意見をもとに、支援の具体策を検討し、よりよい支援体制の整備に向けた協議を行った。また、「令和7年度国際理解育及び帰国・外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会」の資料や、指針等を活用しながら最新情報を含めた支援の在り方について情報提供を行った。(オンライン開催)

(2) 学校における指導体制の構築

- ・県の事業を活用して日本語支援員を派遣する学校においては、対象となる全ての児童生徒等に対して「特別の教育課程」を編成することとし、学校内で日本語教育コーディネーター(管理職等)、日本語担当教員(学級担任等)を決定し、日本語支援員と協力しながら、指導計画の作成や指導を行うようにした。

※向こう3カ年を見据えた域内における「教員配置のイメージ」

- R 7 教員加配 2・基礎定数 6 (教員 8 人)
- R 8 教員加配 2・基礎定数 6 (教員 8 人)
- R 9 教員加配 2・基礎定数 6 (教員 8 人)

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・県の事業を活用して日本語支援員を派遣する全ての児童・生徒について「特別の教育課程」を編成した。
- ・指導にかかわる担当や教員等が「特別の教育課程」による日本語指導についての理解を深めることができるよう、以下の機会に「特別の教育課程」について説明した。
 - 5 月 「帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導研修講座」(学校担当教員対象)
支援員を派遣している学校から 1 名以上参加
 - 7 月 「帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導研修講座」(管理職対象)
小中学校及び県立学校の新任教頭が参加
- 8・12 月 日本語支援員対象の研修会
日本語支援員や教職員、学生等が参加
- 2 月 連絡協議会
市町村担当者(次年度、県の事業を活用する予定の市町村を含む)が参加
- ・「特別の教育課程」の編成や指導について、トータルサポートセンターで相談を受け付け、要請があれば、担当指導主事がメールや電話等で指導・助言等を行った。

(4)成果の普及

- ・県作成のウェブサイト「徳島県外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引き」に事業概要と成果を掲載した。
- ・校長会等で、事業の周知を図った。
- ・学校担当教員が校内研修等の場で普及した。

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・より柔軟な対応が可能となるよう、オンラインによる支援体制を整えた。

(8)高校生等に対する包括的な教育・支援

- ・小中学校と同様に、日本語支援員を要請に応じて各学校に派遣し、日本語指導・教科指導を実施した。
- ・日本語支援員派遣先の高等学校の教員に対して日本語支援に関する研修を実施し、研修の中で小中学校の教員と指導法や学校内外での居場所づくりなどサポート全般について情報交換できる場を設定した。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・県登録の日本語支援員を要請に応じて各学校に派遣するとともに、保険加入を一括で行う。

(派遣回数を目安)

- 支援1年目の児童生徒等……1単位時間×45回(支援計画・打ち合わせ1回を含む)
- 支援2年目以降の児童生徒等…1単位時間×33回(支援計画・打ち合わせ1回を含む)
- ・市町村に対しては、派遣に係る経費(謝金と旅費)の補助を行った。
- ・県登録の日本語支援員の募集については、年間を通して実施し、支援員の安定的確保に努めた。

※令和7年度の県登録日本語支援員は 86人

- ・日本語支援員を含め、様々な立場の指導者を対象とした研修会(講師:県内外大学教員、県内ボランティア団体)を2回実施した。(8月、12月)

(13)その他

○小中学校における「特別の教育課程」編成・実施の支援

- ・県の事業を活用して日本語支援員を派遣する全ての小中学校児童・生徒について「特別の教育課程」を編成できるように支援した。
- ・指導に関わる教員教員や管理職等が「特別の教育課程」による日本語指導についての理解を深めることができるよう、以下の機会に「特別の教育課程」について説明した。
 - 5 月 学校担当教員対象の研修会

支援員を派遣している学校から1名以上参加

7月 管理職対象の研修会

小中学校及び県立学校の新任教員が参加

8・12月 日本語支援員対象の研修会

日本語支援員や教職員、学生等が参加

2月 連絡協議会

市町村担当者(次年度、県の事業を活用する予定の市町村を含む)が参加

・「特別の教育課程」の編成や指導について、トータルサポートセンターで相談を受け付け、要請があれば、担当指導主事がメールや電話等で指導・助言等を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

・運営委員会において、外国人児童生徒等支援について様々な立場の方から意見をいただくことにより、よりよい支援の方向性について検討することができた。

・連絡協議会において、運営委員会からの提案をもとに支援策を検討したり、各市町村の担当者がそれぞれの地域における現状や支援事業等について情報交換したりすることにより、各自治体における支援の充実につなげることができた。

・児童生徒等の在籍が年度途中で変更することがあり、担当者の立場が不安定である。

・日本語支援に対する理解を促進するため、周知や啓発、研修等を継続する体制作りが不可欠である。

(2) 学校における指導体制の構築

・少数在籍校においても、指導体制を整備し、「特別の教育課程」を編成することにより、日本語指導を必要とする児童生徒等がそれぞれの実態に応じた丁寧な指導を受けることができた。

・個別の支援計画を小学校から中学校、高等学校へとつなげることで、長期にわたる支援が可能となった。

・日本語担当教員の専門性の向上が求められているため、研修の実施等、継続した支援が必要である。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・「特別の教育課程」による指導を実施することにより、学校における指導者や日本語支援員が日本語指導についての理解を深められるとともに、関係者が協力しながら個別の指導計画を作成し、定期的に見直していくことで、長期の支援を見通して支援の継続・充実を図ることができた。

・「特別の教育課程」について機会を捉えて周知することで、支援に携わる者全てが日本語指導や帰国・外国人児童支援について理解を深めることができた。

(4) 成果の普及

・県作成のウェブサイト「徳島県外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引き」に掲載することにより、地域のみならず全国への情報発信が実現した。

・校長会等で周知を図ることで、当該児童生徒等が在籍しない学校に対しても、事業について知らせることができた。

・日本語指導が必要な児童生徒等が増加していることを踏まえ、今後も事業について周知していく必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

・より柔軟な対応が可能となるよう、オンラインによる支援体制を整えることができた。

・高等学校の日本語指導においては、対応可能な支援員が不足しており、遠方に居住する支援員が担当するケースが少なくない。オンライン支援の導入は、こうした支援員の移動負担を軽減し、より効率的な支援体制の構築に寄与することが期待される。

・デジタルツールを有効活用するため、操作スキルと支援ノウハウを統合した研修を実施する必要がある。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

・高等学校の生徒への支援については、学習支援や入試等まで相談に乗り、対応できる日本語支援員を派遣したり高校教員がサポート全般について他校種の教員と情報交換を行ったりすることで、日本語指導にとどまらず、進学や就職を見据えた支援ができた。

・学習支援や入試等まで相談に乗り、対応できる支援者を確保していく。

・令和5年度より、高等学校においても特別の教育課程が編成できるようになったため、必要であれば、特別の教育課程が実施できるよう、関係機関と連携し、組織的な支援体制を整えていく。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・県登録の日本語支援員を各県立学校(夜間中学校、高等学校)に派遣することで、質の高い安定した日本語指導を実施することができた。
- ・担当教員と支援員の緊密な連携のもと、個別の指導計画を策定し、それに基づいた適切な指導を展開することができた。
- ・日本語支援員を含め、様々な立場の指導者を対象とした研修を実施することで、指導力の向上を図るだけでなく、指導者同士のネットワーク構築や指導ノウハウの共有を促進することができた。
- ・地域によっては、近隣に居住する日本語支援員がいないため、遠方からの派遣となり、旅費が予算を超えてしまう場合がある。
- ・オンライン支援の活用を検討すべき段階にあるが、小学校低学年を対象とする場合、操作の習熟度や対面でのコミュニケーションの重要性から、初期指導への導入には慎重な検討を要する。
- ・令和4年度より幼児への支援員派遣を実施しているが、幼児期の「遊びを通じた学び」という特性を考慮すると、短時間の派遣では十分な効果を得ることが難しい。全ての登録支援員に対して長時間の派遣を要請できるかについては、個々の勤務条件等の違いもあり、調整の難しさが懸念される。

(13) その他

- ・「特別の教育課程」による指導の実施は、校内の指導者や日本語支援員が日本語指導への理解を深める契機となった。また、関係者が協働して個別の指導計画を策定し、定期的な評価・改善を繰り返すことで、長期的な視点に基づいた支援の継続と充実を図ることができた。
- ・「特別の教育課程」について機会を捉えて周知することで、支援に携わる者全てが日本語指導や帰国・外国人児童支援について理解を深めることができた。
- ・適切な日本語指導の実施を継続するため、今後も研修機会を確保・拡大していく必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	1人 (1園)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	3人 (3校)	(人 校)	1人 (1校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		(人 校)	(人 校)	(人 校)	3人 (3校)	(人 校)	1人 (1校)

4. その他(今後の取組予定等)

派遣先すべての児童生徒に対し「特別の教育課程」の編成を依頼している。その適切な実施を支援するため、引き続き義務教育の新任教員および担当教員を対象とした特別研修を実施する。研修を通じて「特別の教育課程」の編成や「生活言語」「学習言語」等に関する周知を図り、理解を深める機会を提供する。